

森水人ネット会則

第1条（名称）この会は、森水人ネット（以下「本会」という）と称する。

第2条（目的）地域の自然を知り、楽しみ、そして子どもたちに伝えるという活動を通して、自然環境の保全や自然を活かした街づくりに資することを目的とする

第3条（活動内容）本会は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動（事業）を実施する。

- ①自然観察会
- ②伊達市文化祭での活動発表
- ③会員有志での散策会（自主活動）
- ④会報およびSNSによる活動報告
- ⑤他の自然団体との連携活動
- ⑥その他目的を達成するために必要な活動

第4条（会員の資格）本会は、会の目的に賛同する個人及び団体をもって組織する。

第5条（入会）会員として入会しようとする者は、入会申込書を共同代表もしくは役員あてに提出する。

第6条（会費）本会においては、会員からの会費は徴収しない。ただし、会報は有償とする。
2 寄付金および賛助会費を納めることができる。

第7条（退会）会員は、退会届を共同代表に提出し任意に退会することができる。
2 会員本人が死亡したとき、また所在不明となった時は退会したものとみなす。

第8条（役員）本会に次の各号に掲げる役員を置く。共同代表 若干名 相談役 若干名 会計 1名 監査役 2名

第9条（役員の職務）共同代表は、共同して事務全般を行い、事業の実施に係る企画・運営に関する業務を行う。

2 相談役は組織の運営に助言を行い、必要に応じて事業に参画する。

3 会計は、本会の出納事務を担当する。共同代表および相談役が兼務できる。

4 監査は、本会の業務及び財産の状況を監査する。

第10条（役員の選任）役員の選任は、会員から立候補及び推薦された者の中から役員会において承認する。ただし任期途中で状況により交代、補充が必要になった場合、役員会で選任できるものとする。

2 監査は、全会員の中から選出する。

第11条（役員の任期）役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第12条（役員の解任）役員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会の議決により、これを解任することができる。

- ① 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- ② その他解任に相当する事項が認められるとき。

第13条（役員会）役員会は、共同代表、相談役、会計、監査役をもって構成する。

第14条（事業年度）この会の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

第15条（事務局）本会の事務局は、共同代表宅に置く。

第16条（会計）本会の経費は、賛助会費、参加費、会報購読費、寄付金、助成金、等をもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。
- 3 前項の会計年度に1年に1回以上の会計報告を行う。

第17条（会員資格の抹消）本会会員が次の各号に該当することになった場合は、役員会の議決を経て登録を抹消することができる。

- ① 会員との連絡が取れなくなった場合。
- ② 2年以上、活動実績がない場合。ただし、休会届を提出した場合は、この限りでない。
- ③ 会員としてふさわしくないと認められる事実が発生した場合。

第18条（会則の変更）この会則の改正は役員会の議決で決定する。

第19条（解散）共同代表が、会の存続が不可能と判断した時、解散する。解散時に会計に残金が残っている場合は、全額を伊達市もしくは他の自然団体等に寄付することができる。判断は最後の役員会で決定する。

第20条（その他）この会則に定めるもののほか、必要な事項は役員会で別に定める。

付則1 この会則は、令和8年4月1日から施行する。